

JCB 早期払いサービス利用規定

本規定中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。加盟店契約等の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条 (目的)

「JCB 早期払いサービス利用規定」(以下「本規定」という)は、加盟店と当社およびJCB(以下「両社」という)間の、JCB所定のJCB加盟店規約、JCB通信販売加盟店規約、J-Debit(ジェイデビット)取扱加盟店規約その他JCB所定の決済手段に関する規約等(これらに付帯する特約等を含む)にかかる加盟店契約(これらの内容に準じる契約書形式の加盟店契約を含み、以下総称して「加盟店契約等」という)に基づく当社の加盟店に対する支払いにつき、加盟店が第2条に定める早期払いサービスを利用する場合の利用方法および遵守事項について定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本規定における用語の意味は、本規定に別段の定めがない限り、次のとおりとします。なお、本規定に定めがない場合は、加盟店契約等の定めに従うものとします。

- (1)「早期払いサービス」とは、加盟店契約等に基づき加盟店が送付する売上票等および売上集計票の締切日および当社から加盟店への立替払金等の支払日を、JCB所定のスケジュール(月間5回または日次)に変更する「JCB 早期払いサービス」をいいます。
- (2)「立替払金等」とは、加盟店契約等に基づき当社が加盟店に対して支払う立替払金および精算金を総称していいます。
- (3)「早期振込み(日次払)」とは、早期払いサービスのうち、日次の締切日に売上債権を集計したうえで、第5条に定める支払日に当該締切日に対応する売上債権にかかる立替払金等を当社が適用加盟店に支払うことをいいます。
- (4)「早期振込み(5回払)」とは、早期払いサービスのうち、月5回の締切日に売上債権を集計したうえで、第5条に定める支払日に当該締切日に対応する売上債権にかかる立替払金等を当社が適用加盟店に支払うことをいいます。
- (5)「通常振込み」とは、加盟店契約等に定める締切日・支払日に基づき行われる当社から加盟店に対する立替払金等の支払いをいいます。
- (6)「早期払い利用料」とは、早期払いサービスに基づき当社が早期払いサービスの対価として適用加盟店に立替払金等を支払う際に、当社が適用加盟店から受領する両社が別途定める手数料をいいます。
- (7)「適用加盟店」とは、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により両社へ早期払いサービスの利用を申込み、両社が認めたものをいいます。
- (8)「WEBプラン」とは、JCB所定の「JCB WEBプラン利用規定」(以下「WEBプラン規定」という)を承認のうえ、両社所定の方法により申込み、両社が承諾したものに対し、加盟店契約等に定める手数料率または割引料率として、WEBプラン特別料率を適用する「JCB WEBプラン」をいいます。
- (9)「WEB照会サービス」とは、JCB所定の「お振り込みのご案内WEB照会サービス利用規定」(以下「WEB照会サービス利用規定」という)に定める「お振り込みのご案内WEB照会サービス」をいいます。

第3条 (本規定に定めのない事項)

本規定は、加盟店が早期払いサービスを利用する場合に適用されます。なお、本規定に定めのない事項については加盟店契約等に従うものとします。

第4条 (早期払いサービス利用の申請・承諾等)

- 1.早期払いサービスの利用を希望する加盟店は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、両社所定の事項を届け出ることによって、両社へ申請するものとします。ただし、早期払いサービスの申請時に両社との間で加盟店契約等を締結していない者は、両社が別途承諾する場合を除き、両社に対し、加盟店契約等の申込みおよび早期払いサービスの申請と同時に、WEBプランを申請するものとします。また、加盟店が両社との間で複数の加盟店契約等を締結している場合は、早期払いサービスの申請時に加盟店が指定した支払先番号に紐づく加盟店番号が早期払いサービスの適用対象となります。
- 2.加盟店契約等が加盟店と両社との三者間契約の場合において、当社が早期払いサービスを提供していないとき、前項の申込みにあたって、①加盟店契約等における加盟店との間の契約当事者が両社からJCBのみに変更になること、その後当社が早期払いサービスを提供することとなった場合、②加盟店契約等における加盟店との間の契約当事者がJCBのみから両社に変更になる場合があることにつき、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。なお、①の場合、加盟店に送付する「お振り込みのご案内」の問合せ先がJCBとなり、②の場合、「お振り込みのご案内」の問合せ先が当社となります。
- 3.適用加盟店が早期払いサービス適用中の支払先番号へ新たに加盟店番号を追加した場合は、第1項に基づき追加の加盟店番号も自動的に早期払いサービスの適用対象となります。
- 4.加盟店は、WEB照会サービスを利用する場合に限り、WEB照会サービスを利用する支払先番号に紐づく加盟店番号にかかる加盟店契約等につき、早期払いサービスを利用することができるものとします。第1項に基づき加盟店が早期払いサービスの利用を申請する場合、加盟店が既にWEB照会サービスを利用している場合を除き、当該申請と同時に、WEB照会サービスの申請も行うものとします。なお、WEB照会サービスのIDおよびパスワードの利用、管理については、WEB照会サービス利用規定(合理的な限度で、「本サービス」および「利用加盟店」を「早期払いサービス」および「適用加盟店」に読み替える)に従うものとします。
- 5.両社は、両社所定の審査基準に基づき、適当と認めた加盟店に早期払いサービスの利用を認めるものとします。なお、両社が適用加盟店として適用と認めない場合でも、両社はその理由を開示しないものとします。
- 6.早期払いサービスは、加盟店契約等に定める支払区分、決済サービスにかかわらず、早期払いサービスを利用する加盟店契約等に基づくすべての立替払金等に対して一括で適用されます。
- 7.早期払いサービスの適用日は、加盟店が早期払いサービスの申請時に両社との間で加盟店契約等を締結していない場合は、加盟店契約等に基づき、両社が新規加盟希望者による加盟申込を承諾し、加盟店登録を行った日とし、加盟店が両社との間で加盟店契約等を締結している場合は、JCBのホームページ(<https://www.jcb.co.jp/merchant/services/soukibarai/>)で定める<サービスの登録スケジュール>に記載のとおりとします。
- 8.両社が加盟店のWEB照会サービスの利用を認めない場合、早期払いサービスを利用できないことを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。
- 9.適用加盟店は、早期払いサービスに関する両社への届出事項に変更があったときは、両社指定の方法で両社に対してその変更内容を遅滞なく届け出るものとします。

第5条 (立替払金等の支払方法)

- 1.当社の適用加盟店に対する立替払金等の支払いは、加盟店契約等に定める締切日および支払日にかかわらず、JCBのホームページ(<https://www.jcb.co.jp/merchant/services/soukibarai/>)で定める<売上代金のご請求締切日とお振込日>の記載に従い(ただし、締切日・支払日その他本規定に規定する事項以外は、加盟店契約等の定めに従う)、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。
- 2.前項の支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が当月末日の場合のみ前営業日とし、それ以外は翌営業日とします(年末年始は異なる場合がある)。なお、早期振込み(5回払)において、締切日から支払日まで、金融機関の休業日が3日以上連続する場合、当該支払日が営業日であったとしても、その翌営業日が支払日となる場合があります。
- 3.加盟店が早期払いサービス申請時に両社との間で加盟店契約等を締結している場合で、前条第7項で定める適用日において、早期払いサー

ビスの適用開始前に発生した、当社から適用加盟店に支払っていない立替払金等（ボーナス払いにかかる立替払金等を含む）がある場合、当該立替払金等の取扱いは以下のとおりとします。なお、当該立替払金等についても早期払い利用料が発生するものとします。

- (1) 早期振込み（日次払）の場合は、適用日以降に最初に到来する締切日およびこれに対応する支払日に当社が適用加盟店に対し、当該立替払金等を早期払いサービスが適用される立替払金等とまとめて支払うものとします。
- (2) 早期振込み（5回払）の場合は、適用日以降に到来する当社所定の日（ただし、遅くとも適用日の10営業日後の日までとする）に当社が適用加盟店に対し、当該立替払金等をまとめて支払うものとします。

第6条（早期払い利用料の支払い）

1. 早期払い利用料の支払いは、当社から適用加盟店に対して支払う立替払金等から差し引くことにより行うものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、支払日において当社が適用加盟店に支払う立替払金等が早期払い利用料未済の場合は、当該立替払金等にかかる早期払い利用料は発生しないものとします。
3. 加盟店契約等に基づき立替払金等の支払いが保留された場合であっても、当該支払いにかかる早期払い利用料が発生するものとします。この場合、適用加盟店は、当社に対し、別途当社所定の方法で早期払い利用料を支払うものとします。
4. 適用加盟店は、前条第2項第2文の場合においても、早期払い利用料が発生することをあらかじめ承諾するものとします。

第7条（本規定の取扱いの終了）

1. 本規定は、加盟店契約等が終了した場合には、本規定の取扱いも当然に終了し、早期払いサービスの提供も終了します。ただし、加盟店契約等に基づく立替払金等が残っている場合は、本規定に基づき精算されるものとします。
2. 前項にかかわらず、WEB照会サービスが終了した場合には、本規定の取扱いも終了し、早期払いサービスの提供も終了します。なお、WEBプランが終了した場合であっても、早期払いサービスの提供は終了しません。
3. 前二項の規定にかかわらず、適用加盟店は、15営業日前までに両社所定の方法で申請することにより、早期払いサービスの利用登録を解約することができるものとします。
4. 第2項または第3項に基づき早期払いサービスのうち早期振込み（日次払）の適用が終了した場合は、その終了日以降最初に到来する、加盟店契約等に定める締切日より加盟店契約等に基づき通常振込みを行うものとします。
5. 第2項または第3項に基づき早期払いサービスのうち早期振込み（5回払）の適用が終了した場合は、以下のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 早期払いサービス終了日（次号の支払いがある場合には当該支払いがあった日）以降に最初に到来する、加盟店契約等に定める締切日より通常振込みを行うものとします。
 - (2) 早期払いサービス終了日において、早期振込み（5回払）に基づき当社から適用加盟店に支払っていない立替払金等がある場合は、早期払いサービス終了日以降に到来する当社所定の日（ただし、遅くとも終了日の5営業日後の日までとする）に当社が加盟店に対し、当該立替払金等をまとめて支払うものとします。
6. 第9条（解除）により本規定が解除された場合は、当社は、加盟店契約等に基づき、立替払金等の支払いを保留、または立替払契約を締結せず、立替払契約もしくは債権譲渡を取消し、または解除することができるものとします。

第8条（早期払いサービスの一時停止・中止）

1. 両社は、次の各号のいずれかに該当する場合、適用加盟店への事前通知なく、早期払いサービスを一時停止または中止することができるものとします。この場合、当社は、加盟店契約等に基づき通常振込みを行うものとします。
 - (1) システム保守その他早期払いサービス運営上の必要がある場合
 - (2) 天災、停電その他早期払いサービスを継続することが困難になった場合
 - (3) その他当社またはJCBが必要と判断した場合
2. 両社は、早期払いサービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

第9条（解除）

両社は、適用加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店契約等およびWEB照会サービス利用規定ならびに本規定の取扱いの全部もしくは一部を解除し、または終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。

- (1) 利用登録時または変更届け出時に虚偽の申請をした場合
- (2) 本規定、WEBプラン規定、WEB照会サービス利用規定または加盟店契約等のいずれかに違反した、またはそのおそれがある場合
- (3) その他両社が適用加盟店として不適当と判断した場合

第10条（加盟店情報）

第4条（早期払いサービス利用の申請・承諾等）第1項および第9項に基づき届け出た事項は、加盟店契約等に定める加盟店情報に含まれるものとします。

第11条（免責）

1. 両社は、両社に故意または過失がある場合を除き、早期払いサービスに起因または関連して生じた適用加盟店の損害について一切責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、両社が早期払いサービスに起因または関連して適用加盟店に対して損害賠償を負う場合であっても、その範囲は両社の行為により適用加盟店に通常生ずべき損害（ただし、遺失利益を除く）に限られ、適用加盟店は、特別な事情によって適用加盟店に生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

第12条（本規定の変更）

1. 両社は、適用加盟店への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、すみやかに、書面、インターネットサイトその他の方法により、適用加盟店に公表または通知します。
2. 両社が本規定の変更内容を通知または公告した後において適用加盟店が加盟店契約等に基づく取引（信用販売、電子マネー取引等）を行った場合には、適用加盟店は新しい規定を承諾したものとみなすものとします。

(JSS01・20220323)